

社会福祉法人シャーローム

役員等及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人シャーローム（以下「当法人」という）の役員等及び評議員の報酬及び旅費並びに費用弁償等に関する事項について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において役員等とは次の各号に掲げる用語の意義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、法人の理事、監事、並びに評議員選任・解任委員をいう。
- (2) 評議員とは定款第2章の規程に基づき置かれるものをいう。
- (3) 報酬とは職務遂行の対価として受ける利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは職務の遂行に伴い発生する弁償費、旅費（宿泊費を含む）並びに慶弔費、見舞金の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は定款第8条並びに第21条により支給しない。

(費用の支給)

第4条 当法人は費用の支給について以下のとおり定める。

- (1) 弁償費は別に定める役員等の費用弁償に関する規程により支給する。
- (2) 旅費は別に定める職員旅費規程を準用して支給する。
- (3) 慶弔費、見舞金は別に定める役員等慶弔規程により支給する。

(公 表)

第5条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2、1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、2018年（平成30年）9月28日から実施する。